

役員の報酬等及び費用に関する規程

(平成 22 年 5 月 22 日総会承認)

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本材料学会(以下「この法人」という。)の定款第 27 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において次の用語は当該各号に定めるところとする。

- (1)役員とは理事及び監事をいう。
- (2)費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。

(無報酬)

第 3 条 この法人の役員はその在任中は無報酬とし、退任時にも退職金は支給しない。

(費用)

第 4 条 この法人の役員が、その職務の遂行に当たる時に必要な費用については、旅費規程により支払うものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は公益社団法人日本材料学会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。